

議事録

会議名	令和6年度第4回久留米市子ども・子育て会議 育ちはぐくみ支援部会
日時	令和7年3月14日（木）19：00
場所	久留米市本庁舎4階 401会議室
出席者	大西委員、金子委員、重永委員、田中委員、中島委員 中村委員、藤田委員 7名
欠席者	上村委員、小松委員、西村委員、原田委員 4名
傍聴者	1名
次第	1 開会 2 議事 （1）（仮称）久留米市こども計画素案について【資料1】 3 その他 （1）次回会議について 4 閉会
	1 開会 久留米市子ども・子育て会議条例第9条第4項の規定に基づき、会議成立
委員	2 議事 （1）（仮称）久留米市こども計画素案について 〈資料1について事務局説明〉 〈質疑応答〉 資料1の6ページにある「取組や現状を把握する指標」11項目について、従来から用いている指標なのか、新たに設定した指標なのか伺いたい。
事務局	「子どもの権利に関する啓発講座等の実施回数」、「婚姻件数」、「地域でのこども・若者の居場所の設置校区数」、「地域での子育て中の人の居場所の設置校区数」、「乳幼児健診におけるこの地域で子育てをしたいと思う親の割合」、「世話をしている家族がいる子どもの割合」、「子ども・若者の自殺死亡率」などは、本計画で新たに位置付ける指標である。 「子どものいる生活困難世帯の割合」、「生活保護世帯に属する子どもの進学率」、「ひとり親の正規雇用の割合」は、これまで子どもの貧困対策推進計画で用いてきた指標である。
委員	子どもの貧困対策推進計画には多くの指標があったが、その一部を抜粋したという理解でよいのか。また、これまでの指標は掲載しないのか。

事務局	ご指摘のとおりである。今回は貧困対策を含む総合的な子どもに関わる計画として、数値目標の一部を採用し、全体のバランスを考慮して整理している。
委員	従来の指標が外れることや、新たな指標との整合性が気になったため確認した。
事務局	本計画に掲載していない指標として、「毎日朝食を食べる子どもの割合」、「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」、「相談相手がない保護者の割合」、「近所付き合いがない子どもの割合」、「スクールソーシャルワーカーによる支援件数」、「生活自立支援センターの相談支援件数」などがある。
委員	(1) 成果指標と、(2) 取組や現状を把握する指標の違いを教えてください。
事務局	成果指標は、計画期間中に目指す数値目標を設定するものである。一方、取組や現状を把握する指標は目標値を設けず、現状や推移を把握するための指標である。婚姻件数のように目標設定が難しい項目については、推移を確認するための指標として位置付けている。
委員	成果指標は4項目のみとなっているが、自殺死亡率や居場所の設置校区数など、目標値を設定できる指標を成果指標に追加してもよいのではないかな。
事務局	成果指標は、最終的に子どもや子育て世帯の幸福感や満足度といった当事者の実感を示すものとして設定している。一方、取組や現状を把握する指標は、事業の実施状況を客観的に把握するものである。いただいたご意見も踏まえ、成果指標のあり方については引き続き検討したい。
委員	成果指標の考え方は理解した。幸福度など、当事者の実感を把握する指標を取り入れることも検討してはどうか。
委員	成果指標として示されている小学6年生と中学2年生の指標は、どのような根拠で設定したのか。
事務局	教育委員会が毎年実施している調査を活用している。高校生や大学生についても指標が望ましいとの意見はあるが、現時点では把握できるデータがないため設定していない。
委員	低学年からの変化も把握できれば、取組の効果をより検証できるのではないかな。
事務局	経年的な変化を把握することの重要性は理解している。実施方法も含め、今後

	検討したい。
委員	「子どものいる生活困難世帯の割合」が約 20%となっているが、全国や福岡県と比較してどの程度なのか。
事務局	この指標は、低所得、家計の逼迫、子どもの体験・所有物の欠如のいずれかに該当する世帯を生活困難世帯として算出したものであり、市独自の指標である。そのため、全国との単純比較はできない。
委員	久留米市の状況は他地域と比べてどうなのか。
委員	正確な比較データは持ち合わせていないが、県内でも地域差があり、都市部ほど格差を感じる。
委員	他地域との比較はできないが、現場では 5 人に 1 人程度という数字以上に厳しい状況を感じている。 今回赤字で示された取組は新規事業なのか。
事務局	新規事業だけではなく、これまで掲載していなかった既存事業も追加したものである。
委員	21 ページのひとり親家庭への各種支援も既存事業か。
事務局	既存の事業を整備する中で、これまで主な項目として挙げていなかった事業等も含め、今回新たにこの部会へ示す内容として追加したものである。
委員	21 ページのひとり親家庭の学校卒業認定試験対策講座の受験費用の一部を出すという事業も既存事業か。
事務局	21 ページの上から 3 つ目にある「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業」は件数等が多い支援事業であり、これだけを前回は挙げていた。一方、それ以外の自立支援教育訓練や高等職業卒業程度認定試験もすべて記載するように改めたものであり、いずれも既存の事業である。
委員	生活困難世帯の割合には生活保護世帯も含まれるのか。
事務局	調査では生活保護受給の有無を把握していないため、集計できない。

委員	筑後地域、福岡県内など、久留米より田舎のところで生活困窮で子どもを育てきれないと思ったら、久留米が子育てしやすくサービスが整っているため久留米に転居する人が多い。そのため、生活保護受給者は他の地域より増えていると聞いたが、事実か。
事務局	担当部署ではないため断定できないが、生活保護費には地域差があり、その影響は考えられる。ただし、正確な状況は担当課でなければ把握していない。
委員	6 ページの指標には、久留米独自の指標もあるということ。ヤング・ライフ・バランスの認知度といった久留米独自の観点、世帯で子どもの世話をしている家族がいる割合といった指標も、今後“久留米オリジナル”として追加してはどうか。
事務局	現在は既存データで把握できる指標を採用している。ヤング・ライフ・バランスなど、現状把握のために利用できる既存データがないため、あげきれなかった。 例えば、国や県は、子どもの権利に関する認知度を測るアンケートを実施しているため、そのようなものを主にあげているが、久留米でそのようなアンケートを実施していないため、現状把握できるものをあげている。 ご意見いただければ、成果指標にできるかは別として、検討する。
委員	委員が福岡市で 3,600 人に子どもの権利条約の認知度について調査された。私たちが CAP プログラムを実施する際、令和 6 年に小学校で子ども自身にこども基本法の認知度を尋ねたところ、子どもの権利条約とほぼ同程度の結果であった。一方、クラスごとの差が大きく、担任教員が教えているかどうかの影響していると感じた。学校との連携が進めば、権利に関する認知度は向上すると思う。
委員	現在、子どもの権利に関する調査を分析している。福岡市では、こども基本法を知っている子どもは 2 割にも満たず、子どもの権利についての認知度も同程度であった。子ども自身が権利を十分に理解していない実態があるため、成果指標として子どもの権利に関する認知度を設定してもよいのではないか。
委員	子どもが権利を知らない背景には、大人が十分に理解していないこともあると思う。調査は難しい面もあるが、久留米市では権利啓発講座を実施していることから、「子どもの権利について教えているか」とダイレクトに聞く調査も考えられるのではないか。
委員	ワークショップで子どもの権利について説明すると、認知度は 2 割程度から 7 割程度まで上昇した。子どもへの啓発はもちろん、大人への啓発も子どもの理解につながるため、子どもの権利だけでなく、大人への啓発についても指標化を検

	討してよいのではないか。
委員	子どもが権利を理解することは重要だが、保護者が理解していなければ、子どもが知識を得ても家庭で生かせない場合が多い。保護者への啓発も重要である。 また、中学2年生と小学5年生を対象としたアンケートについて、私の団体でも同様の質問をしたところ、低学年では「自分にはよいところがある」と答える子どもが多い一方、中学生では大きく減少した。低学年も調査対象に加えることが望ましいと思う。 アンケートは紙のみののか、QRコードなどによる回答方法もあるのか。
事務局	教育委員会が実施しているため詳細は把握していないが、スクールタブレットを活用してアンケートを行っていると言ったことがある。
委員	私の団体にくる子どもにもアンケートが来たことがあった。返信用封筒による回答で、子どもも回答の目的が分からず、積極的ではなかった。子どもや保護者に調査の目的を十分に伝えとともに、ポストを探すのも大変になってきたことから、回答方法も現代に合ったものへ見直した方がよいと思う。
委員	私たちの施設でも子どもの権利に取り組んでいるが、保護者が権利を理解することは非常に重要である。保護者が理解していれば未然に防げることもあると思う。家庭でも、子どもには嫌なことを嫌と言える権利があることを自然に伝えられたらと思っている。そのような話を学校でされているということを今知った。
事務局	資料8ページに「子どもの権利に関する周知啓発」を掲げているが、当事者である子どもだけでなく、周囲の大人も含めた周知・啓発が重要であると考えている。委員からいただいた視点を踏まえ、今後の取組を進めていきたい。
委員	母子生活支援事業が追加されたことは理解したが、母子生活支援施設の廃止に伴う代替事業という認識にとどまっている。事業の内容について説明いただきたい。
事務局	21ページに記載している母子生活支援事業は、令和7年度後半から開始する予定である。現在、市には公設公営の母子生活支援施設が1か所あるが、近年は施設入所を希望しない方が増え、入所者数は減少している。また、施設の老朽化も課題となっている。 今後は、市の既存公共施設を活用して住まいを確保し、母子支援員が訪問して支援を行う訪問型支援へ移行する予定である。母子生活支援施設は令和8年3月末で廃止を予定しており、その移行期間として令和7年度後半から新たな支援事

	業を暫定的に開始する予定である。
委員	全国的に母子生活支援施設は減少しているが、必要な施設であると考えている。一方で、現在の施設は生活スタイルに合わない面もあり、入所を希望しない人がいることも理解できる。 しかし、親子を分離せず支援できる施設は重要であり、支援の形態が変わったとしても、この機能は維持してほしい。親子分離は子どもにとって大きな影響があるため、親子が共に生活しながら支援を受けられる仕組みを継続していただきたい。
事務局	母子生活支援施設は、親子が一緒に生活しながら支援を受ける児童福祉施設である。今後も支援を必要とする家庭は存在すると考えており、市独自の事業として支援を継続する。 新たな事業では、一般家庭に近い住環境を確保し、支援員が訪問して必要な支援を行う。施設では24時間体制で職員が配置されているが、それを負担に感じる方や、プライバシーを重視したいというニーズが増えている。そのため、生活の自由度を確保しながら、必要な支援を届ける仕組みへ移行するものである。
委員	私は小学校2年生から6年生まで母子生活支援施設で生活した経験がある。プライバシーを重視した住まいへの移行は理解できるが、施設では孤立することなく、多くの体験や学びの機会を得ることができた。 訪問型支援だけでは得られない、子どもの経験や交流、孤立を防ぐ環境といった施設の価値もあった。そのような経験が失われることも踏まえ、今後の支援を検討していただきたい。
委員	私も毎年母子生活支援施設を訪問し、研修を行っている。保護者には「施設へ避難したこと自体が子どもの人生を守ることにつながる」と伝えている。 母子生活支援施設では、子どもが愛着形成の対象となる保護者と生活を共にできることが大きな意義である。また、施設が整備され、職員との適度な距離感を保ちながらコミュニティが形成されている施設もある。子どもの権利を尊重し、生活のルールづくりにも子どもが参画する取組を行っている施設もある。 孤立しやすい家庭に対して訪問支援だけで十分なのかという懸念がある。中村委員の経験も踏まえ、今後の取組を注視していく必要があると感じた。
委員	国では、高齢・障害・児童分野を通じて地域移行や脱施設化が進められている。その一方で、施設が担ってきた機能が失われる懸念もある。 地域ではコーディネーターが社会資源をつなぎ、施設の役割を補完することが期待されているが、実際にはその役割を担う人材が十分確保されていないことが

	課題である。
委員	住居はアパートのような形になるのか。 私の団体を利用していた子どもの中には母子生活支援施設で生活していた子もいた。施設では一部屋で多人数が生活するなど、居住環境に課題があると感じた。また、親子関係が不安定になり、子どもが自傷行為に及びそうになるなど、危険な状況もあった。施設には職員が常駐していたため支援につながったが、訪問支援だけで同様の対応ができるのか不安を感じる。 個別の住居で生活する場合でも、同じような境遇の家庭同士が支え合える環境がなければ、支援は難しいのではないかな。
事務局	住居はアパートではなく、市の既存公共施設を活用する予定である。DV被害者等の一時保護にも活用することから、施設の所在地は公表しない。 委員からいただいた、体験機会の確保や支援が十分に行き届くかといった意見は重要であり、事業開始までに十分検討していきたい。 施設内での交流は、入所者の減少やプライバシーを重視する利用者の増加により難しくなっていた。そのため、今後は母子福祉会等の地域活動や各種ひとり親支援事業、地域の社会資源なども活用しながら、体験機会や交流の場を確保していく。 また、支援員による定期的な訪問に加え、本人の意向を踏まえながら電話やSNSによる相談にも対応し、支援が途切れない体制を整えていきたい。
委員	様々な意見や指摘をいただき、内容がより充実してきたと感じる。予定時刻を過ぎているが、他に意見はあるか。
委員	成果指標である「ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合」は意味合いが広く、目標値も80%と高い。ひとり親家庭や生活困窮世帯なども含め、久留米市でより良い暮らしができているという意味で捉えてよいのか。
事務局	この項目は現在も市民意識調査で設けている項目である。受け止め方は個人によって異なるが、自身や周囲の状況を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと感じるかを回答いただく設問としている。
委員	現状値58.9%から80%を目指す指標となっているが、人によって判断基準が異なるため、評価基準が分かりにくいと感じる。
委員	意識調査は回答者によって判断基準が異なるため、一定の基準や定義を示した上で調査した方が、より適切な結果が得られるのではないかな。

事務局	判断基準が人によって異なるという点は認識している。いただいた意見を踏まえ、今後の調査に活かせないか検討したい。
委員	パブリックコメントを実施する前の段階であるため、気付いた点があればご意見をいただきたい。
委員	6ページの成果指標では、ワーク・ライフ・バランスの環境整備に関する目標値が約6割から8割へと大きく引き上げられている。この数値は国などから示された目標に基づくものなのか。
事務局	国から示された目標ではない。こども・若者ワークショップでは、保護者にもっと休んでほしいという意見もあったことから、その思いを指標として反映すべきと考えた。明確な根拠がある数値ではないが、目指すべき水準として80%を設定した。
委員	ワークショップに参加していたため、その考え方を確認できてよかった。
委員	委員から多くの質問や意見をいただき、計画案はさらに充実したものになったと思う。
	3 その他 (1) 次回会議について 特に意見なし
	4 閉会